

委員の募集／意見の募集

男女共同参画推進審議会委員を募集

問い合わせ／市民参加推進課（内線2878）

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会を実現するため、春日部市男女共同参画基本計画に関する事項、その他の重要な事項について調査審議する委員を募集します。

募集期間…9/1～30(木) (必着)

募集人数…2人以内

任期…2年

会議…年3回程度

報酬…会議1回につき、5,200円

応募資格…下記①～⑤の条件を全て満たす人

- ①市内在住・在勤・在学者、または市内で活動する団体に所属する人
- ②応募時に満18歳以上の人
- ③男女共同参画に関心のある人
- ④国または地方公共団体の議員でない人
- ⑤春日部市の他の審議会などの公募による委員でない人

応募方法…応募用紙に応募の動機、課題作文、その他必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください

▶直接 ▶郵送…〒344-8577（所在地不要）市民参加推進課 ▶FAX…734-5516

▶☒…sanka@city.kasukabe.lg.jp

応募用紙配布場所…市役所別館3階市民参加推進課、および下記の**配布場所**

選考…書類選考で決定し、結果は応募者本人に通知します。応募書類は返却しません

配布・公表場所

市役所別館1階市政情報室、庄和総合支所2階市政情報室、教育センター1階学習情報サロン、市民活動センター「ぼぼら春日部」、男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」、勤労者会館「ライム」、各公民館、市WEB

春日部市開発事業の手続き及び基準に関する条例の一部改正(案)の意見募集

問い合わせ／開発調整課（内線3564）

都市計画法の一部改正により、市街化調整区域において市街化を促進するおそれがない等と認められ、開発行為ができる区域(条例区域)に災害リスクの高いエリアを含まないことが明確化されました。条例区域の方針がまとまりましたので、条例の一部改正について意見募集します。

募集期間…9/1～30(木) (消印有効)

公表場所…市役所4階開発調整課、および下記の**公表場所**

意見を提出できる人…市内在住・在勤・在学者、または市内で活動する個人および団体

提出方法…原則として、**公表場所**で配布している様式を使用し、次のいずれかの方法で提出してください ▶直接…**公表場所**(教育センターは3階視聴覚センターへ提出) ▶郵送…〒344-8577(所在地不要) 開発調整課 ▶FAX…736-1974 ▶☒…kaiatsu@city.kasukabe.lg.jp ▶市WEB

留意事項…意見を提出する際は、必ず氏名と住所を記入してください。記入がない場合は、原則受け付けできません。また、口頭や電話での意見は受け付けできません

意見、市の機関の考え方の公表…皆さんから寄せられた意見とそれに対する市の機関の考え方を公表します。ただし、類似した意見はまとめて公表し、氏名や住所などは公表しません。意見を提出した人への個別の回答はしません

かすかべ遊学フェスティバル2021

問い合わせ／社会教育課（内線4822）

とき…10月～12月 ところ…市内公共施設他
主催…かすかべ遊学フェスティバル実行委員会
展示・鑑賞会・講座など生涯学習に関するイベントを開催し、まち全体で楽しい空間をつくりまします。生きがいなどを探しに、ぜひ参加してください。詳しくは市WEBへ。



フェスティバルの詳細な内容などを掲載した「かすかべ遊学フェスティバル2021」のパンフレットを9/10(金)から配布します。

配布場所…市役所1階総合案内、教育センター1階学習情報サロン、3階視聴覚センター、庄和総合支所1階総合案内、各公民館、市WEB

環境ナビゲーター講座受講者募集

問い合わせ／環境政策課（内線7715）

とき…10/16(土) 9:30～13:00

ところ…正風館

内容…地域の自然に関する講座およびフィールドワーク

対象…18歳以上の市内在住・在勤・在学者

募集人数…20人(申し込み順)

申し込み…9/10(金)～30(木)までに、次のいずれかの方法で申し込んでください ▶郵送(はがき) 〒344-8577(所在地不要) 環境政策課 ▶☎…736-1136 ▶FAX…733-3826 ▶☒…kankyo@city.kasukabe.lg.jp

参加希望者全員の住所・氏名・年齢・連絡先を記載してください。結果は、10/8(金)までに応募者全員に通知します

9/20～26は動物愛護週間です

問い合わせ／環境政策課（内線7719）庄和総合支所総務担当（内線7015）

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物が共に生きていける社会の実現には、モラルとマナーが必要です。

動物の習性などを正しく理解し、最後まで責任を持って飼いましょう



人に危害を加えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることのないようにしましょう



むやみに繁殖させないようにしましょう



盗難や迷子を防ぐため、飼い主が分かるよう標識を着けましょう



無責任な餌やりはやめましょう

野良猫・ハトなどにかわいい・かわいそうと考え、無責任に餌やりをしていると、ふん尿や車などへのキズ、異常繁殖などさまざまな問題が発生します。周辺環境に配慮し、無責任な餌やりはやめましょう。

犬のふんで困っている人へ

犬のふん放置対策看板を無料で配布します。また、犬のふんの放置を防止する「イエローチョーク」の実施方法も案内します。詳しくは市WEBへ。

配布・案内場所

市役所第三別館1階環境政策課、庄和総合支所2階総務担当



犬の飼い主へのお願い

- ▶ふん尿はなるべく自宅で済ませよう努め、散歩中は飼い主が必ず処理しましょう
- ▶犬が苦手な人を怖がらせないよう適切な長さのリードを使用し、犬を確実に制御しましょう
- ▶犬の登録と毎年必ず狂犬病予防注射の接種をしましょう

猫の飼い主へのお願い

猫は室内で飼いましょう。猫を外に出すと、他人の敷地でふん尿をしたり、物を壊したりなど、迷惑を掛ける場合があります。また、室内で飼うことで事故や病気、失踪などの予防になります

動物に関する主な罰則

狂犬病予防法違反(20万円以下の罰金)

- ▶犬の登録をしていない、鑑札を着けていない
- ▶狂犬病予防注射をしていない、注射済票を着けていない
- ▶死亡届、所在地・所有者などの変更の届け出をしていない

動物の愛護及び管理に関する法律違反

(5年以下の懲役または500万円以下の罰金)

- ▶犬、猫などをみだりに殺し、または傷つけた場合

(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)

- ▶犬、猫などを遺棄した(捨てた)場合